

神奈川県地域福祉支援計画（平成27～29年度）平成29年度評価まとめ

大柱	中柱	支援策 (小柱)	事業数	自己評価 (事業所管課による評価)				支援策別評価 (事務局による評価)				総合評価
				a	b	c	d	A	B	C	D	
1 ひとづくり	(1) 地域福祉の担い手の育成	支援策1 行政・社協・地域包括支援センターをはじめとする地域福祉の推進を担う職員のスキルアップを推進します。	3	1	1	1	0	-	○	-	-	<p>【成果をあげた取組み】 (支援策1) 地域福祉の推進を担う地域包括支援センター職員や障害者相談支援従事者向けの研修は、職員のスキルアップ等、順調に進捗し、計画以上の人数を養成することができた。特に、障害者相談支援従事者向け研修による効果として、相談支援専門員の有資格者数増加に寄与した。 (支援策3、4) 民生委員・児童委員への支援として、研修を充実させるとともに、一人暮らし高齢者世帯等の訪問活動や県民生委員児童委員協議会が行う活動に対する支援を、計画的に実施することができた。しかしながら、依然として担い手確保が難しい地域もあるため、やりがいのアピールなどを通じた新たな担い手の発掘と、現民生委員・児童委員が継続的に活動できるサポート体制について、市町村、県民生委員児童委員協議会と連携して検討していく必要がある。</p> <p>【課題・今後の対応】 (支援策1) 市町村職員等地域福祉担当職員向けの研修は、参加者数や理解度に係るアンケート結果が低調であるため、研修プログラムや開催地を見直すとともに、「介護情報サービスかながわ」等を活用するなど、周知を強化する必要がある。 (支援策3) 地域において課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源をつなぎ、具体的な解決へ導くことができる「地域福祉コーディネーター」については、市町村等が実施する人材育成の実情や課題を把握した上で、研修対象や事業内容を整理するとともに、生活支援コーディネーターなど他の専門職との役割分担についても整理し、県の役割を検討していく必要がある。 (支援策2) 地域住民による支え合いを促進する「生活支援コーディネーター」の養成研修は、参加者の満足度等を測定し、受講者のニーズを内容に反映できるよう努めるとともに、市町村の取組状況等を継続的に把握し、効果的に実施できるよう、市町村と連携して検討する必要がある。 (中柱1全体) 県内各地域において、地域福祉の新たな担い手や後継者の確保等に係る共通した課題を抱えているため、そうした課題を共有し、どのような取組みができるか検討する必要がある。</p>
		支援策2 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。	2	0	0	2	0	-	-	○	-	
		支援策3 地域福祉コーディネーターの地域への普及・定着を推進します。	6	0	4	2	0	-	○	-	-	
		支援策4 民生委員・児童委員の地域福祉活動を支援します。	4	1	3	0	0	-	○	-	-	
	(2) 福祉専門人材の確保・定着対策の推進	支援策5 福祉・介護人材が働きながら学べるキャリアアップのしくみをつくとともに、キャリアパスの整備を促進します。	14	3	7	2	2	-	○	-	-	
		支援策6 外国人介護職の確保・定着を支援します。	3	1	0	2	0	-	○	-	-	
		支援策7 福祉・介護に係る就業相談や情報提供により福祉・介護人材を確保します。	1	0	1	0	0	-	○	-	-	
		支援策8 若年層等へ福祉・介護の魅力を伝え、専門的な福祉・介護人材を確保します。	6	1	4	1	0	-	○	-	-	
		支援策9 潜在的福祉・介護人材の活躍を促進します。	7	0	4	3	0	-	○	-	-	
	小計			46	7	24	13	2	0	8	1	

大柱	中柱	支援策 (小柱)	事業数	自己評価 (事業所管課による評価)				支援策別評価 (事務局による評価)				総合評価	
				a	b	c	d	A	B	C	D		
2 地域(まち) づくり	(1) 地域における支え合いの推進	支援策10 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。	4	3	1	0	0	-	○	-	-	【成果をあげた取組み】 (支援策10) 地域における支え合いの推進について、「多世代居住のまちづくり」を推進する担い手養成講座では、受講者数が定員を上回り、受講者同士の情報交換やネットワークづくりを促進することができ、また、その他の地域住民等の活動による支え合いの推進についても、概ね順調に進捗している。 (支援策11) 児童相談所による民生委員・児童委員向けの研修や会議への職員派遣事業は、アンケート結果から理解度が高く、見守り活動の充実を図ることができた。 【課題・今後の対応】 (支援策11、12) 民間事業者や老人クラブ等による見守り活動、NPO法人との協働による福祉ニーズに対応した取組みは、概ね順調に実施しているものの、これらの事業を通じて、地域における支え合いをより一層推進していく必要がある。	
		支援策11 地域住民等による見守り活動の充実を図ります。	4	1	3	0	0	-	○	-	-		
		支援策12 NPO等との協働・連携により、多様な福祉ニーズに対応した事業を実施します。	1	0	1	0	0	-	○	-	-		
	(2) バリアフリーの街づくりの推進	支援策13 バリアフリーの街づくりを推進します。	7	2	3	2	0	-	○	-	-	【成果をあげた取組み】 (支援策13) バリアフリーの街づくりの推進は、「バリアフリーフェスタかながわ」は毎年度、各々延千人以上が参加、また「バリアフリー街づくり賞」も多く応募を得て、県民に対する普及啓発を着実に進めることができた。 (支援策13) 県営住宅や信号機、駅構内のエレベーター等公共設備のバリアフリー化等については、概ね順調に実施することができ、高齢者や障がい者などが安心して暮らせる環境づくりに努めることができた。 (支援策14) 手話の普及推進については、手話講習会の回数や手話普及推進イベントの参加者数が増加したことから、ろう者とうろう者以外の者が相互理解を深めるための取組みを着実に実施することができた。 【課題・今後の対応】 (支援策13) バリアフリーの街づくりの推進は、条例施行前の建築物・案内サイン等が多く存在することから、オリンピック・パラリンピックの開催も見据え、今後、バリアフリー化に向けた施設管理者等の意識啓発や県民への普及啓発により一層取り組む必要がある。 (支援策13) 幅広歩道の整備については、一般的に用地の取得を伴うため、引き続き、関係地権者等から事業の理解を得る必要がある。 (支援策14) 情報格差の解消に向けた県ホームページにおける情報バリアフリーの推進は、ウェブアクセシビリティに対する理解が不十分であり、目標を達成できなかったため、誰もが必要な情報を得ることができるよう、ウェブアクセシビリティの必要性を周知徹底するとともに、継続的に検証及びJIS規格に基づく試験を行う必要がある。	
		支援策14 情報バリアフリーを推進します。	3	2	1	0	0	-	○	-	-		
	(3) 外国籍県民への支援	支援策15 外国籍県民の暮らしやすさを支援します。	3	3	0	0	0	○	-	-	-	【成果をあげた取組み】 (支援策15) 外国籍県民の暮らしやすさの支援について、外国籍県民相談窓口の運営やかながわ労働センターにおける外国人労働相談の実施、多言語による情報提供などを順調に進めることができた。 【課題・今後の対応】 (支援策15) 県内の外国籍県民の数や国・地域の数は増加しており、今後、各言語のニーズを反映させながら、相談窓口の運営や多言語による情報提供を行うことにより、外国籍県民の生活の更なる質の向上を図る必要がある。	
	(4) 災害時における地域支援体制の促進	支援策16 災害時における地域の防災力の向上を図ります。	4	1	2	1	0	-	○	-	-	【成果をあげた取組み】 (支援策16) 災害時における地域支援体制の促進について、広域災害救急医療情報システム(EMIS)を利用した情報提供の仕組みを確立することができた。また、災害時の多言語通訳・翻訳者向け研修では、研修内容を工夫することで、受講者の満足度が高まり、災害時の対応能力の向上につながった。 【課題・今後の対応】 (支援策16) 大規模災害時に高齢者や障がい者などの要配慮者を支援するため、平成28年度から開始した、民間関係団体とのネットワーク構築や研修等による人材育成については、行政職員の参加等、受講者の更なる拡大に向け、周知方法や研修内容を改善する必要がある。 (支援策17) 東日本大震災等県内避難者に対する支援は、概ね順調に進捗しているが、避難生活の長期化に伴う状況変化への対応に課題があるため、「かながわ避難者支援会議」などにおいて、避難者等の生活の変化など状況把握に努めていく必要がある。	
		支援策17 東日本大震災の被災者を支援します。	3	2	1	0	0	-	○	-	-		
	小計			29	14	12	3	0	1	7	0	0	

大柱	中柱	支援策 (小柱)	事業数	自己評価 (事業所管課による評価)				支援策別評価 (事務局による評価)				総合評価
				a	b	c	d	A	B	C	D	
3 しくみづくり	(1) 生活上の課題や福祉ニーズに対応するしくみづくり	支援策18 市町村等における相談・課題解決体制のネットワーク化を促進します。	2	1	0	1	0	-	○	-	-	【成果をあげた取組み】 (支援策18) 地域ケア会議などにおける専門職派遣は、参画が重視されるリハビリテーション専門職種の派遣が増え、地域住民が抱える課題に対する多職種が連携した包括的な対応を行うことができた。 (支援策20、21) 県発達障害支援センターや県配偶者暴力相談支援センターにおける相談支援は、関係機関と連携し、計画通り実施することができた。 【課題・今後の対応】 (支援策18) 今後、包括的な支援体制を構築し、ネットワーク化を促進するために、栄養士、歯科衛生士などの専門職種の参画を促すとともに、職種間の理解を促す取組みを行う必要がある。 (支援策20、21) 県発達障害支援センターや県配偶者暴力相談支援センターにおける相談支援は、相談内容やニーズが多様化していることから、引き続き相談業務にあたる職員の資質向上に努める必要がある。
		支援策19 課題等を抱える当事者自身の解決能力の向上を支援します。	1	0	1	0	-	○	-	-		
		支援策20 発達障害支援センターの取組みを推進します。	1	0	1	0	-	○	-	-		
		支援策21 DV被害者を支援します。	1	1	0	0	○	-	-	-		
		支援策22 新たな福祉ニーズの把握や情報発信に取り組みます。	1	0	1	0	-	○	-	-		
	(2) 高齢者や障害者等の尊厳を支えるしくみづくり	支援策23 権利擁護の専門的な相談支援体制を充実します。	4	1	3	0	0	-	○	-	-	【成果をあげた取組み】 (支援策23) 高齢者や障がい者等の尊厳を支えるしくみづくりについて、福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)は、年々利用者が増加しているとともに、運営適正化委員会における福祉サービス苦情解決体制の整備や、県障害者権利擁護センターにおける適切な助言・対応など、概ね順調に進捗している。 (支援策23) 児童の問題に迅速かつ適切に対応できるよう、児童相談所が実施する市町村職員向けの相談援助技術に関する研修では、地域の実情や市町村のニーズに沿った内容で、参加者の満足度を高めることができたほか、市町村が実施する要保護児童対策地域協議会会議へ参加することで、市町村に対する重層的な支援を行うことができた。 (支援策25) 認知症の人や家族等の支援について、平成28年度から開始した介護保険施設等の職員向け認知症介護基礎研修は、定員を大幅に上回る受講があり、認知症高齢者に対する介護サービスの充実に寄与することができたとともに、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の養成について、着実に実施することができた。 (支援策26) 矯正施設退所予定者の社会復帰の支援について、地域生活定着支援センターを拠点とした、本人等への助言や支援、受入先施設等との調整など、着実に実施できたとともに、県内福祉関係職員を対象とした刑務所見学会を実施することで、今後の矯正施設退所者の受入に向けた意識の醸成を図ることができた。 【課題・今後の対応】 (支援策23) 使用者による障害者虐待については、自主的な通報ではなく労働局の調査で発見されるものが多いことから、研修などを通じて、障害者虐待防止法や通報義務、通報先について、一般企業や県民に対する周知を強化していく必要がある。 (支援策24) 今後のさらなる高齢化を見据えた利用しやすい成年後見のしくみづくりについて、市民後見人養成のための研修を実施している市町村は増加しているが、多くの町村で法人後見や市民後見人の養成が進んでいない。引き続き市町村と連携しながら、先行事例の情報提供や複数の市町村・団体間の調整を通じて、広域的な体制整備を促進していく必要がある。 (支援策26) 県民が安全で安心して暮らせるよう、犯罪や非行をした者の立ち直りを支える社会づくりのさらなる推進が課題となっていることから、地域再犯防止推進モデル事業の実施などにより、更生を支援し、犯罪や非行の防止を図る必要がある。
		支援策24 利用しやすい成年後見のしくみづくりに取り組みます。	3	0	2	1	0	-	○	-	-	
		支援策25 認知症の人や家族等を支援します。	6	1	5	0	0	-	○	-	-	
		支援策26 矯正施設退所予定者の社会復帰を支援します。	2	0	2	0	0	-	○	-	-	
	(3) 生活困窮者の自立を支援するしくみづくり	支援策27 生活困窮者の自立を支援します。	3	0	2	1	0	-	○	-	-	【成果をあげた取組み】 (支援策27) 生活困窮者の自立を支援するしくみづくりについて、自立相談支援や住居確保給付金による就業支援を概ね順調に進めることができた。加えて、学習支援・居場所づくり事業については、未実施の保健福祉事務所においても、地域の社会資源やその他学習支援事業等との連携が進むなど、生活困窮世帯の子どもが健全に育成される環境整備を図ることができた。 【課題・今後の対応】 (支援策27) 平成30年10月には、改正された生活困窮者自立支援法が施行されることから、その改正内容に沿って、今後、生活困窮世帯の増加に対応した個別的かつ継続的な自立支援を行うため、保健福祉事務所や自立相談支援機関、町村とさらに連携していく必要がある。 (支援策27) ニート等の若者の職業的自立に向けた支援の拠点である地域若者サポートステーションでは、新規登録者数が減少傾向にある中、就労に向けた支援を着実に実施できたが、目標とする就職者数に向け、必要に応じて出張相談を行う等、改善を図る必要がある。

大柱	中柱	支援策 (小柱)	事業数	自己評価 (事業所管課による評価)				支援策別評価 (事務局による評価)				総合評価
				a	b	c	d	A	B	C	D	
	(4) 福祉サービス評価制度のしくみづくり	支援策28 福祉サービス第三者評価を普及・推進します。	1	0	0	1	0	-	-	○	-	【課題・今後の対応】 (支援策28) 福祉サービス評価制度のしくみづくりについては、年々、評価結果の公表数が伸びているが、児童分野に比べ、他の分野は依然として総数が少ない状況にある。第三者評価のしくみの課題についても検討する必要があるが、事業者の改善のきっかけとなるよう、県として事業者をはじめ市町村職員等に対し、第三者評価の必要性を説明し、理解を促す必要がある。
	小計		25	4	17	4	0	1	9	1	0	
	合計		100	25	53	20	2	2	24	2	0	

【評価方法全般に関する委員からのその他意見】

- 弾力的な評価を行うためには、計画段階から、どのようなことを目標とし、どのような視点に立って展開していくか踏まえながら、計画を立てていくべきである。
- 評価に当たっては、次の計画に生かせるような課題を挙げていくべきである。
- 県と市町村や社会福祉法人等との連携協働について、効果的な取組みを評価したり、今後の検討課題としてもよいのではないか。